

The Impact of a Decision for a New Trial : the Case of Murder of a Junior high school student in Fukui

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/30237

福井女子中学生殺人事件再審開始決定の意義

佐藤美樹

はじめに

- 一、 情況証拠に基づく事実認定の問題
 - 二、 証拠開示
 - 三、 再審開始決定
 - 四、 本決定の意義
- むすびに代えて

はじめに

2011年11月30日、名古屋高裁金沢支部（伊藤新一郎裁判長）で前川彰司氏および保佐人である前川禮三氏請求による再審請求事件の判断が請求から約7年たって下された。再審開始決定である。この7年余の間、刑事司法を取り巻く環境は大きく変わった。裁判員裁判が開始した。公判前整理手続において証拠開示の問題が大きく解消された。氷見事件において、真犯人の逮捕によって露見した様々な刑事弁護を含む捜査上の問題、郵便不正事件によって、証拠改ざんなどの検察の不祥事が顕在化した。また、足利事件においてDNA鑑定 of 鑑定技術はいまだ確立しているとはいえ、再鑑定の重要性を思い知らされた。布川事件、多くの未提出記録から発見された証拠の新規性・明白性の肯定、それに基づく再審開始決定。そして、今回、前川彰司氏の再審請求事件は、上で挙げた事件の問題点の多くを共有する。情況証拠のみの事実認定、司法解剖書の写真すら公判に提出されなかった証拠開示の問題を中心に、今回の再審開始決定について検討したいと思う。

一、情況証拠に基づく事実認定の問題

I 福井地裁判決（第一審）における事実認定

公訴事実の概要は、「被告人は、昭和 61 年 3 月 19 日午後 9 時 40 分前後ころ、福井市豊岡 2 丁目〇番〇号市営住宅〇号館〇号室の〇方において、殺意をもって、同女次女 V（当時 15 歳）に対し、灰皿でその頭部を数回殴打し、電気カーペットのコードでその首を締め、包丁でその顔面、頸部、胸部等をめった突きにし、よって、そのころ、同所において、同女を脳挫傷、窒息、失血等により死亡させ、もって殺害した」というものであった。この殺人の訴因に対して、福井地裁は無罪判決を言い渡した⁴⁾。

以下は、判決理由において裁判所が認定した事実である。

(1)逮捕から起訴まで

事件発生から 1 年後の昭和 62 年 3 月 29 日、請求人の彰司氏（以下 S 氏）が逮捕された。きっかけは、公判でも証言した A の供述からである。A は、覚せい剤取締法違反、窃盗の容疑で福井警察署に勾留中であつた。事件の残虐性から薬物乱用者による犯行の可能性があると判断されていたため、A も本件において事情聴取の対象となる。その結果、A の員面調書（昭和 61 年 11 月 25 日～同年 12 月 6 日作成）が作成された。A の員面調書によれば、「A のいたゲーム喫茶に B から電話があり、「A さんですか。B ですけど、今彰ちゃんが気狂って人殺してもたんや。」と言われたため、B に「とにかくここへ来い」とゲーム喫茶の場所を説明し、午前 1 時ころ、B と被告人が一緒にきた。」と供述した。

任意の取調べを受けた B は、A の供述内容を否定したため、同年 11 月 14 日、B は犯人蔵匿罪で逮捕された。B は逮捕後も否認を続けていたところ、捜査機関は、A の供述中の、B と S 氏が乗っていたとされる車（スカイライン）を押収し、車内の検証を行い、助手席ダッシュボードの下付近から被害者の血液型と一致する血痕が発見され、車の所有者 C に、貸した者を確認したとこ

ろ、BではなくDと答えた。その後、Aは、「BをDと記憶違いしていた。」と供述し（員面調書 昭和62年1月3日作成）、捜査機関は、Dの取調べを開始し、Dは、「C所有の車に乗って被告人と（被害者の住む）団地まで行き、被告人は、一人で車を下りてどこかへ行き、しばらくして帰ってくると、興奮した様子であり、右手に血が付いていた。」と供述した。

また、S氏と被害者の接点に関する供述がS氏の友人、Eより得られた。証人AおよびD、Eの供述、ならびに、警察庁科学警察研究所によるS氏の毛髪の同一性に関する鑑定結果により、S氏は昭和62年7月13日起訴された。S氏は一貫して否認した。

(2) 公判における証拠調べ

検察官から請求され取調べられた目撃証人は六人（A、D、他四人）、これ以外にS氏と被害者の接点に関する証言をした証人が一人（E）いる。毛髪に関する鑑定人二人であった。さらに、六人の証人のうち、公判で大きく供述が変化したF証人の第二次証言の信用性のために三人（I、J、K）の証人が証言した。

【目撃証言】

—証人A—

中心は、捜査段階と同様、Aの証言である。Aの証言の概要は、「3月20日午前零時ころ、被告人からゲーム喫茶に電話があり、『人を殺してしまった。どうしていいかわからない。』などと言ってきたので、とにかくゲーム喫茶まで来るように行った。場所がわからないというので、Fに連れて来てくれるように頼んだ。しばらくして、ゲーム喫茶店の入口で、Fから呼ばれたので行ってみると、Fは『とにかく、あいつ変なんや。血だらけや。』というので、車（スカイライン）に乗り込んだ。助手席には被告人が座っており、車内灯をつけると被告人は血だらけであり、顔、首、上着、ズボン等血が付いているのが見えた。被告人に何をしたのか聞いたところ、この前誘おうとした女の子を殺

してしまったというのが聞き取れた。被告人を連れて、G子のアパートに行き、匿ってもらった。被告人に、あとで、H子のアパート（エレガント春山）に来るようにと言った。午前6時頃に、エレガント春山に被告人が一人で来たが、その際胸辺りや靴に血を付けていた。」というものである。

A証言に関して、第一審判決は6つの点で変遷があったことを確認している。①S氏を最初に目撃した時刻及び場所等。これは当初（61・11・25～12・1頁面）までは、「3月20日早朝に、Aの住むアパートに被告人が一人で来たが、その際胸辺りや靴に血を付けていた。」のみであった。②S氏と犯行現場付近まで同行した人物。当初、Bと述べていたが、その後Dに変更した（61・12・3頁面）。③ゲーム喫茶に赴いた状況。S氏から電話をもらうまでの状況について、3回変遷があった。④ゲーム喫茶に電話してきた人物。BからS氏自身に代わった。⑤Fの登場。1月3日の員面調書から突然、使い走りをするFが登場した。⑥血のついた衣服の処分。11月中の員面調書では、3月20日の午後、ビニール袋に入れてS氏が自宅に持ち帰ったとなっているが、川に捨てたと変化し、捨てた物も3回変遷している。

A証言の裏付けについても、客観的証拠はなく、特に車（Cのスカイライン）のダッシュボードについていた血をAがふいたと供述しているが、検証の結果、ダッシュボードからの血液反応はなかった。また、最初に匿らせたとされるG子のアパートからも、一切血液反応が出なかったことを、第一審では確認している。

Aの供述の経緯について、Aが覚せい剤取締法違反等で勾留中、H子宛ての書簡により、「Sのことだけど、よく思い出してくれ、殺人事件のことがおれの情報で逮捕できれば、おれは減刑してもらえるから、頼むぞ。」また、面会に来た友人にも同様の依頼をしていたことが確認されている。さらに、供述した理由に関し、保釈を得ようと考えていたことを挙げており、実際、昭和62年11月28日に予定されていた警察署から拘置所への移監を本人は希望していなかったが、本件に関し重大なことを思い出したとのAの供述により、本件

取調べのため移監は見送られた事実を第一審では確認している。

－証人 D－

S氏とともに被害者の住む団地に赴いた経緯を証言したのはDである。Aの供述では、当初Bだったのを勘違い、もしくはDはAより先輩であり言いにくかったとして、Aの供述の変遷後、Dが登場した。団地に赴いた経緯の供述の概要は、「3月19日夜、自宅に呼んだか自宅近くの花月橋南詰辺りで拾うかして、午後9時前ころ、タクシーでC方に行つて同人から白いスカイラインを借り、同車に乗つて、○自転車商会に行き、ゴム糊を購入した後、9時20分ころ、Aのアパートに行つた。同所で被告人と会い、一斗缶をA方から運んできて車に積み込み、被告人を乗せて被害者の住む団地に向つた。被告人の指示により同団地の中で車を停めた。」というものであつた。また、犯行後のS氏から犯行をうちあけられた状況は、「被告人は、『行つてくるでちよつと待つて。』』と言つて車を降りて、2、30分経つたころ荒い息遣いで帰つて来て助手席に乗り込んだ。その右手の甲や指先にぬれた血が付いているのに気づいた。被告人はAと連絡を取ろうとしていた。その際、被告人の胸全体に血が付いているのに気づき、ひどいけんかやつたんやなど声をかけると、被告人は、『逆らうと腹立たんか。逆らうから悪いんや。中学生の女を刺したんや。殺してもたんや。』等と言つて本件を打ち明けた。」という内容であつた。

Dは、約10回の取調べ後上記供述したことが認められる(62・1・24頁面、公判証言)。内容の変遷については、犯行前車を停めた場所が3回変わつている。また、犯行後にAの住むアパート等に行つたことは上記内容の供述の1週間後である(62・2・1上申書)。S氏から犯行を打ち明けられたと話したのはさらにその後である(62・2・6上申書)。変遷の理由について、Dは10カ月前のことで記憶が薄れ、当時はシンナーを吸つていて正常な感覚がなかつたものと答えているが、第一審は親密な交際をしていないS氏との特異な体験事実は記憶に残るはずであり、この説明は納得しがたいと判断した。

A・D他の証人の犯行後目撃証言についても、①供述内容の変遷、②裏付け証拠の不存在、③供述内容の不自然・不合理性、④他の証言との不一致、⑤供述の経緯などを検討の上、信用性がないと第一審判決では結論づけている。

【目撃証言の信用性のための証言】

—証人 F—

Aの使い走りとされるFの供述を裏付けるための証言。Fの証言は、公判で大きく変遷する。Fの証言（第7回および8回公判）の概要は、「3月19日の午後9時ころ、Aから電話があり、Aらとゲーム喫茶に行き、ゲームで遊んでいたが、Aから連れを迎えに行つて欲しいと頼まれ、ゲーム喫茶近くの神社で待っていたところ、スカイラインに乗ったDと被告人と落ち合い、ゲーム喫茶に連れて行った。」というものだった。

その後の証言（第35回および36回公判）では、「3月19日夜、Iと共にうどん店へ食事に行き、女性が自分たちに親しげに挨拶したところ、女性の連れの男性Jが腹を立て、女性に椅子を投げ付けるのを見た。うどん店の駐車場でKと会ったので、Kに覚せい剤の注文をして、午前零時ころショッピングセンター駐車場で覚せい剤の取引をした。その後、福井市内をI運転の車で走行中、本件発生に伴う検問を受けた。」に変更された。

そこで、第二次証言の信用性についてI、J、Kの3人が取調べられた。Iは、Fの第二次証言と同様の証言をしており、それ以前の供述（元・3・4検面等）となぜ異なるのかについて質問されると、「昭和62年初めころ、福井警察署で検問にあった日の行動について取調べを受け、Kとの覚せい剤取引の件、うどん屋のけんかを記憶していたのでそのとおりに述べたが、取調べ警察官からうどん屋のけんかの日と検問の日は違うと言われた。少し期間をおいて二回目の取調べを受け、前同様供述したが、警察官はこれを受け入れてくれず、FやJもうどん屋でけんかがあった日は違う日であると言っていると聞かされ、結局、自信がなくなって調書作成に応じた。」旨証言している（第28回公判）。

J、Kも同様に、警察の取調べ状況がIと同様であり、事件発生当夜の出来事としてFの第一次証言に一致させようとしていたことが確認されている。また、F、I、J、Kの取調べ状況は警察官の証言（第20回公判）からも明らかになっているとされる。

【被害者との接点】

S氏は一貫して被害者との接触を否認していたため、Aおよび、S氏の友人のEが証言した。第一審はS氏が被害者の氏名、電話番号等を知っていたとする証言の信用性を否定した。

【毛髪鑑定】

検察官から提出された毛髪鑑定書と裁判所による毛髪鑑定書は相反する結論となり、前者の鑑定結果（被告人の頭毛と同一人の頭毛であると考えられるとの表現）は採用することはできないと評価し、後者の結論（少なくとも、遺留された毛髪とS氏の毛髪は由来を異にする）は否定できないとした。毛髪鑑定では個人識別はできず、毛髪自体事件との関連性が不明であるとし、犯行現場に遺留された毛髪の中にS氏のものが含まれるとする検察官の主張には理由がないとした。そして、本件においては、犯人とS氏の同一性を裏付ける物証は存在しないと結論づけた。

(3)判決

平成2年9月26日、裁判所は、犯行の直接の目撃者はおらず、目撃証言等の信用性はなく、毛髪における証拠価値はないとし、本件公訴事実の犯罪証明がなくS氏に無罪を言い渡した。

II 名古屋高等裁判所金沢支部（確定審）⁹²による事実認定

検察官の控訴趣意の概要は、「証人の各供述は、その内容に変遷が認められ

るものの、大筋では一貫しており、客観的裏付けもあり、これらの供述は、相互に絡み合い補強し合うことによってさらに高度の信用性が認められる上、犯行現場から採取された二本の毛髪が被告人の毛髪と同一のものと考えられる鑑定結果は、被告人と犯行現場を結び付ける有力な情況証拠であり、これらの証拠を総合判断すれば、本件殺人の公訴事実は認定し得る。」である。これに対し、確定審は、犯人性の判断には、犯行後の目撃証言の内容を慎重に検討吟味するほかはなく、第一審判決が指摘するように変遷等は認められるが、事案の核心に関する供述内容の概要は一致していると判断し、有罪の判決を下した。

(1) 確定審の認定事実

確定審は、「①昭和六一年三月一九日の犯行当夜、本件犯行時刻と推定される時刻に近接した時間帯に、被告人が本件現場である○団地○号棟付近で降車し、約二〇ないし三〇分経過後着衣等に血を付着させて戻って来たこと、②その後被告人は、自動車と同団地を出て以降、親戚知人を頼って福井市内を移動し、車内等で犯行を告白するなどしたため、③翌二〇日午後にかけて関係者により、同市内のアパート等で匿われていたこと、その間多くの関係者が、被告人が着衣等に血を付着させていたのを目撃したこと及び被告人はその後も自己が犯人でなければ説明がつかないような言動に出ていること、④加えて、本件の捜査経過及び被告人が本件犯行から推認される犯人像からはずれるものではないこと、⑤さらには被告人にアリバイがないこと等を総合勘案した結果、被告人が被害者を殺害したことに合理的な疑いはなく、被告人は有罪であるとの判断に至ったものである。」と判示した。

確定審で再び取調べられた証人は、A、D、Fの三人である。

(2) 各事実の認定

①の認定

判示中①の認定に用いられたのはD証言である。確定審では、供述の変遷

はささいなものであるとしている。また、第一審の評価とは異なり、客観的証拠に裏付けられているとする。

確定審が客観的証拠としてあげているのは、Dを乗せたタクシー運転手の供述調書と同人作成の運転日誌等である。しかし、このタクシー利用はC方へ行くための利用ではなく、その前に「和泉某のもとへ太陽タクシーを利用して遊びに行ったが、不在であったため同タクシーで帰宅した。」という供述部分についてものである。従って、第一審の「午後9時ころ、タクシーでC方に行って」のタクシー乗車の事実とは無関係である。第一審でタクシー運転手の供述調書等を客観的証拠と認定していないのは、本件事実とは無関係な証拠だからであると考えられる。

タクシー運転手の供述等以外の証拠については、Cの証言（スカイラインを借りた事実）、Lの証言（「団地〇号館西側道路に車を停車させた事実」）により裏付けられるとする。また、S氏から犯行を打ち明けられた状況については具体的で臨場感にあふれ、迫真性があると評価している。

②の認定

②の認定においても、証明の中心はDの証言である。②において、DはS氏の依頼を受け、S氏の義兄の家に行ったとするが、この事実は捜査段階から一貫している。そのため、当時の捜査官がS氏の義兄の住所を探知していなかったから秘密の暴露に当たるといふ検察官側の主張について、第一審は、「当時捜査官側が探知していなかったとの的確な証拠はないから、Dの被告人と共に義兄方へ赴いたとの供述は秘密の暴露に当たらない。」と判示した。これに対し、確定審は、これをD供述の信用性の問題とする。S氏から上記依頼を受けたとするDの供述は、「実際に体験した者でなければ供述できない具体的な事実である上、殺人を敢行した者が犯行後信頼しうる人物をあてにして行動することは犯人の心理として十分理解でき、虚構の事実であると認められない。」と判示する。

①②の事実認定において、D証言を裏付ける客観的証拠はLの証言だけである。Lは第一審公判廷で、「丸型のテールランプを有する白色普通乗用自動車が停車していた。」と証言しているが、弁護人による指摘で、本件Cのスカイラインのテールランプはスカイラインとしては特殊で、丸型ではなかったことは明らかである。しかし、弁護人の主張を、確定審は理由を付さず採用できないとしている。

確定審がD供述を裏付けるとするC供述についても、CがDに貸したスカイラインの中からは血液反応は検出されなかったが、第一審では、この事実から客観的証拠はないと判断した。これに対して、確定審は、血痕付着後9カ月が経過していること、Cが車内を清掃していたこと、あるいは手に血痕付着はさほどでなかった可能性があり、車内に血痕が付着しなかった可能性もあり、車内から血液反応がなくてもD供述の信用性は左右されないと判示する。

【①②の事実認定についての検討】

D証言に客観的裏付けはないと解される。確定審も車内から血痕検出がなかった事実について信用性に影響を与えないとするのみであることから証拠価値を認めているわけではない。また、Lの車の目撃証言については、テールランプの形に誤りのある証言をしていることから信用性は低い。結局、D証言の信用性のみの評価と解される。第一審では、「D供述は、A供述を前提とした取調べに迎合してなされた疑いを否定できないというべきであり、またD供述についても結局核心部分について確実な裏付けが存しないこと、同供述に沿うと見られるA供述の信用性は前述のとおりであり、Fの供述も後述のとおり直ちに信用し難いものであることを総合すると、D供述については、全幅の信頼をおくことは相当でなく、被告人と本件犯人との同一性を認めるに足りる程の信用性を有するものではないといわなければならない。」と判示したのに対し、確定審は、「捜査の当初こそ、事実の一部を隠して供述していたものの、その後の供述は捜査、第一審公判を通じ、大筋において一貫しており、その内

容が、客観的証拠ないし他の関係者の供述、証言によって裏付けられており、信用性が認められる。」と評価する。しかし、考察してきたように、①②に関しD証言を裏付ける客観的証拠は存在せず、他の関係者(C、L)の供述も客観的証拠による裏付けがなく、供述内容も信用性があるとはいえないため、D証言を裏付ける証拠と評価することはできない。結局、確定審は、D供述の一貫性、迫真性、具体性から信用性を結論付けている。

③の認定

S氏をゲームセンター近くの神社に迎えに行ったのはFとされる。第一審公判では、大きく変遷し、第一次証言は信用できないとし、第二次証言が採用された。確定審では、第一次証言は、DやAの各供述を裏付けるものであり、信用できると評価され、第二次証言は、第一次証言のあと、弁護人との面会に応じ、証人I同席のもと、いわゆる事前テストを受けた結果であり、このような証人の記憶喚起はFの証言内容に影響を与えたとする。また、第二次証言は不合理であると評価する。理由は、覚せい剤取引後、覚せい剤を所持し、その後警察官による検問を受け、その後も検問を受けるかもしれないのに、意味もなく市内を車で走り続けたというのは不自然、不合理であるとする。

S氏とDがAのアパートに来た経緯について、A証言の概要は、「ゲームセンターで、知人のMから自動車を借り受け、白色スカイラインの2台の自動車で、同所から被告人、F、Dと共にメゾン〇葉に行き、N方へ入室した。Nに対し、被告人がげんかをして血を付けているからシャワーを使用させて欲しい旨を告げたが、予定の覚せい剤取引が気掛かりとなり、そのまま同所から、Dと一緒に、茶色のスプリンターでゲームセンターに戻り、その後、アパートに帰宅した。次いで、覚せい剤取引のため、タクシーで行って覚せい剤を入手し、〇会事務所に立ち寄って、自動車(キャデラック)でメゾン〇葉へ戻った。被告人と話し、Nが嫌がっているため、30分したら、被告人を自分のアパートへこさせるようNに指示して、アパートに帰宅した。」である。確定審は、

A 供述を裏付けるとされる車内およびメゾン○葉に血液反応がでなかったことは不自然ではないとし、また供述の信用性についても減退させる事項はないと判断している。

S氏がAのアパートに来た前後について、Aは、「被告人が、その後、スカイラインを運転してアパートに来たので、入浴、着替えさせて、寝かせたが、寝ている間、うなされて大声を上げ、汗をかいていた。被告人の依頼で被告人の運転する車の助手席に同乗して、被告人方へ向かった。その車中で、被告人が『一人殺してしようた。人を殺したら、どれくらい刑務所へいかなあかんやろ。』というので、『十五年くらいや。』と応答した。その際、ダッシュボードに血が付着しているのに初めて気付いて、唾を付けたティッシュペーパーでこれを拭き取った。買い物袋に入れた被告人の血痕が付着した衣類等を途中の河川に投棄し、被告人方へ行った。被告人は、逃げると言うのでこれを制止し、被告人と共に団地内の現場付近へ赴いたが、覆面パトカーや顔見知りの警察官の顔を見たことから本当やと実感した。被告人からいったん離れたいと思い、O方へ行き不在だったが、再度O方へ赴いて、同女にも被告人を匿って欲しい旨要請したが拒否され、次いで、P方へ行き、Pに被告人を引き渡して、アパートへ帰宅した。」というのが供述内容である。第一審は、AがOにS氏を匿うよう依頼した事実は不自然とする。理由は、2、3日前、S氏はOに対して事件をおこして、この件に関しOは警察に被害届を出しており、S氏に対して怒りや不快感をもっている。S氏もAもその事件を知っている。そういう状態で依頼するのは非常識、不自然であると評価している。これに対して、確定審は、AもOもシンナー常用者であり、常識に欠けるところがあってもそれほど不自然ではないと評価し、A供述の裏付けとなると評価する。

第一審において不自然とされたA供述の変遷、例えば、S氏の衣服の処分に関しては、最初はS氏の自宅にもっていったと話し、ついで川に捨てたとしたが、捨てた衣類の種類は3回ほど変わり、第一審の公判廷外での証拠調べにおいて、突然、トレーナーだけ別の場所に隠したと供述した。A供述の変遷

については、第一審判決は「そのときどきの供述を見ると、具体的かつ詳細であって、直接体験した者でなければ容易に供述することができないような内容を有するのに、これが後の取調べにおいては虚偽であったとしても簡単に崩壊しているのである。公判廷において、捜査段階での供述の変遷について質された際、『それもいい加減なことを言ったんじゃないですか。』とも述べ、取調べ官の迎合、不真面目な供述態度が看取できるのである。」そして、このようなA供述について確実な裏付けがない以上、真実の部分と虚偽の部分を区別することは至難といわなければならないとしている。これに対して、確定審の評価は、A供述は虚偽かもしれないが、他の証人の供述と一致している部分もあり、S氏の犯人性に関しては信用性を損うとは言えず、S氏が犯人であることに合理的疑念をはさむことはできないと判示した。

確定審は事件発生後のS氏の言動を自己が犯人でなければ説明がつかない言動とする。たとえば、事件発生後の友人との会話の中で、「逃げたい。俺は逃げるわ。」「ああいう事件は本当はなかったんじゃないのか。空想の事件じゃないのか。」等の発言を情況証拠と評価した。これに対して第一審判決では、取調べの対象となった者が、友人に不安な心理状態を吐露した発言であり情況証拠性はないとした。

【③の事実認定についての検討】

A証言およびFの第一次証言を中心に認定されている。S氏の犯人性に関して積極証拠として証言の信用性についてはすべて肯定されている。第一審判決において不合理性を指摘された証言についても、証人がみな薬物常用者であるため、非常識な行為も理解できるとする。他方で、Fの第二次証言のように、第一審では、「Fらが殺人事件の発生を聞いてこれに興味持ち、その現場を探しに行くというのは不自然ではないし、所持している覚せい剤についても、最初の検問の際の検索では発見されなかったというのであるから、これを発見されるかも知れないことについてさほど危惧感を抱かなかつたとしても不自然・

不合理と決めつけることはできない」と判示されているのに対し、確定審は通常では不合理・不自然であると評価する。すなわち、第一審では、供述の不自然性の基準を「通常」の場合にしているが、控訴審では、「薬物常用者」と「通常」の場合の二重の基準で判断している。

S氏の言動も第一審と確定審では評価が分かれる。第一審では、情況証拠性はないと評価しているが、確定審では、犯罪事実の認定に用いている。友人らに対する犯行のほめかしなど被告人の事件後の言動は、裁判官に訴える力が強いことから、慎重な対処が要求されている⁹⁾。実際、第一審でもこの点に対し、「この種の言動については多義的な解釈が可能である。」とし、「本件犯人ではない者の発言としては了解不能と断定することはできない」と評価する。確定審判決では、「被告人が本件と関わりがないのであれば、第一審判決が判示するような不安な心理状態に陥る事情は全くない」と断定している。前者は断定できないから、犯人性の情況証拠として用いられないとしているのに対し、後者では断定できるとして情況証拠性を認める。断定できるかどうかの差なのである。

④の認定

本件の捜査方針は、殺害手段が異常に残虐性を帯び、かつ執拗な行為態様であったことから、精神異常者や覚せい剤、シンナー等の薬物乱用者による犯行の可能性があると判断し、リストアップした個々の者に対し、被害者との接点、アリバイの有無等を中心に捜査を行い、実際、ここで証言した者もほぼ全員、本件捜査の対象であった。確定審判決でも、「被告人が本件犯行から推測される犯人像とは外れるものではないこと」も有罪理由の一つに挙げられている。

【④の事実認定についての検討】

犯人の異常性を犯行の要因にあげることは刑事訴訟においては消極的に評価されてきた⁹⁾。千葉大チフス事件のような特殊な能力を要する事件の場合、例

外的に異常性を考慮にいれることも可能とされるにとどまる。本件は、薬物乱用者による衝動的殺人というのが捜査官の当初の予想であったが、電気コードを用いて自殺偽装を試みようとした形跡があり、ドアノブ等からS氏のみならず指紋が検出されていないことから、計画的犯行とみることも可能である。捜査官が予想した犯人像と被告人が一致していることを有罪認定の考慮要素にすることは許されないと解する。

⑤の認定

S氏のアリバイ立証が認められなかったことは第一審でも確認されている。

【⑤有罪認定についての検討】

アリバイ立証の不成功は、被告人が積極的に公判で虚偽の事実を供述したような場合を除き、被告人にとって、有利でも不利でもない中立的事実と評価すべきである⁹⁾。

(3) 総合判断の意義

本件においては自白を含め、犯行の直接証拠は存在しない。状況証拠のみで有罪認定が行われた。また、犯行現場からは犯人に関する証拠の検出はなく、犯行後のS氏の言動、様子に関する目撃証言だけである。

確定審では、総合判断の結果として有罪の結論が下された。「被告人が被害者を殺害したことに合理的な疑いはなく、被告人は有罪であるとの判断に至った」と判示されている。確定審判決では、被告人の有罪方向を示す多数の状況証拠が合理的に説明できるとされた。その結果として有罪認定が可能となったと読むことができる。しかし、この基準については、昨今、警笛がならされている。総合の結果としての結論は合理的な判断によると唯一の結論でなければならない¹⁰⁾とされる。各状況証拠の合理性や信用性が認められるから、それら信用性のある状況証拠を相俟って有罪と認定できるのではなく、結論と矛盾す

る他の仮定を許すものであってはならない。従って、認定された要証事実を真実であるとすれば、すべての間接事実は相互に関連し共存する関係が、矛盾なく説明できると共に、他のいかなる別の事実を仮定しても、矛盾のない関連関係が説明できないというテストに堪えるものでなければならぬ¹⁷⁾と解する。

本件をみてみると、第一審で信用性がないと評価された犯行後の目撃証言をぬいて考えると、要証事実については「被告人が犯人でないとしても合理的に説明ができる事実関係しか存在しない」¹⁸⁾という結果になってしまう。A、D、Fの証言から、要証事実を証明しようとしても、被告人が犯人ではないかもしれないという反対仮説から説明がつく事実関係が存在するのである。なぜ、犯行現場に2、30分もいたのに、被告人の遺留物はなかったのか、なぜ、車から血痕ないし血液反応は出なかったのか。偽装工作の形跡から、激情犯の犯行ではないのではないか。反対仮説を合理的に排除できない以上、合理的な疑いは残り、有罪の心証基準であると解される合理的疑いを超えての有罪認定はできていないと結論づけることが可能となる。

- (1) 福井地判平成2年9月26日(LEX/DB 27921191)
- (2) 名古屋高金沢支判平成7年2月9日(LEX/DB 28025091)
- (3) 司法研修所編『情況証拠の観点から見た事実認定』平成6年第1版 法曹会 68頁
- (4) 同上 54頁以下
- (5) 同上 45頁
- (6) 同上 29頁
- (7) 同上 29頁以下
- (8) 最(小三)判平成22年4月27日(刑集64巻3号233頁)の基準を用いた。

二、証拠開示

(1) 再審請求に至るまでの経過

控訴審判決に対し、S氏は上告したが、平成9年11月12日に最高裁第2小法廷は上告棄却決定を下し、事件は確定した。決定文の中には、上告趣意補充

書に添付されていた証拠等も一切ふれられず、また、平成9年段階で、最高裁の事実誤認に関する基準、すなわち、長坂町放火事件判決¹⁹において用いられた、いわゆる「高度の蓋然性」基準に照らし判断しても、本件の場合疑義が生じる可能性があるため、最高裁による職権判断も期待された²⁰が、行われなかった。

S氏刑期满后出所後の平成16年7月15日、S氏は確定判決を出した名古屋高裁金沢支部に対して再審請求を申し立てた。新証拠として、内藤道興鑑定書、押田茂實意見書、大島徹意見書、弁護士検証調書、A、D、F証言に対する供述心理学的鑑定書が提出されている。

確定審で認定された凶器は、文化包丁2丁、ガラス製灰皿、電気カーベットのコードで、いずれも被害者宅にあったものと認定されている。

死体の状況については、司法解剖にふされ、後頭部に裂創5個、右顔面から右側頭部にかけて皮下出血1個、眉間部に表皮剥脱2個、これらの損傷により、頭蓋冠から頭蓋底に至る骨折、大脳にくも膜下出血、脳挫傷6個等が鑑定されている。また、右顔面に、刺創等が13個、切創11個、右頸部に刺創3個、切創5個、これらにより、右頸静脈、舌骨を切断し、甲状軟骨を貫徹して咽喉内に達していた。右側頭部に、刺創2個、左顔面に刺創3個、表皮剥脱1個、前頭部に刺創等1個、右頸部に表皮剥脱2個、右上肢に切創2個、右下肢に皮下出血1個等が認められた。頸部一周には、蒼白陥凹部、顔面皮膚、眼結膜、心臓、肺、胸腺の表面には多数の溢血点が認められている。

死体解剖鑑定書には図が添付されているだけで、解剖時の写真が一切なかった。そのため、請求人は検察官に対し、公判未提出記録等の開示申立て書を検察官に提出したが応じられないとされた。

(2) 証拠開示請求の概要

1969年の最高裁決定²¹によれば、実定法がないため、訴訟開示の問題は、裁判所の訴訟指揮権を根拠に、個別具体的事案において、非常救済的対処を試み

るという手段しか及ばないとされた。したがって、まず、①検察官の裁量判断に委ねる非公式開示、次に、②裁判所による非公式の開示勧告、③検察官が勧告に応じない場合は訴訟指揮権に基づき命令を発するという手段によることになる。また、開示勧告の要否の基準として、弁護人からの具体的必要性の提示により、一定の証拠を弁護人に閲覧させるよう検察官に命ぜられたい旨の申出がなされた場合、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類および内容等諸般の事情を勘案し、その閲覧が被告人の防御のため特に重要であり、これにより罪証隠滅、証人威迫等の弊害を招来するおそれがなく、相当と認められるとき勧告されるというものであった。

布川事件においては、検察官は、1969年決定を根拠に包括的開示請求に応じる義務はないとして、検察官が再審請求の理由（新規明白な証拠）と関連性があると認める証拠のみ開示に応じるとした⁴⁾。2005年9月21日、布川事件第二次再審請求審決定は証拠の新規性を「証拠の未判断資料性」とした上で、証拠資料としての内容に変化があって「あらた」なものがある場合は新規性が肯定されると確認したのである⁵⁾。

2005年11月施行の公判前整理手続において、刑事訴訟法に証拠開示制度が導入された。実定法上の基準の欠如から、開示をめぐる紛争の予測可能性を著しく害し、第1回公判期日前段階での問題処理が不可能で、ひとたび証拠開示の紛争が生じると公判審理の円滑な進行を妨げる要因になっているとの問題状況⁶⁾に照らし、現行刑法施行以来、初めて証拠開示制度が立法化されたのである。

このような状況のなか、本件においても、証拠開示の問題は著しく解消され始めたのである。

(3) 本件における証拠開示請求

2005年4月13日、S氏は、高裁金沢支部に、物証として解剖写真、被害者の着衣、顔面にかけたコタツカバー等の証拠開示を請求した。また、2006

年5月30日、未開示の供述調書、血痕関係捜査報告書の証拠開示請求を行った。前者の証拠開示の際には1969年決定の基準に照らして証拠開示の必要性を示し、後者では、基準が立法化されたため（刑訴法316条の15、20）、該当性を示した。その間、弁護人は、再審請求審における三者協議において証拠開示の必要性のためのプレゼンテーションを行ったとされる。

2007年9月7日、裁判所は、検察官に対し、解剖写真、被害者着衣等の物証、第三者のO型血痕関係の証拠書類の合計14種類の物証について証拠の存否を明らかにすることを求める釈明勧告をした。

2008年2月18日、裁判所は、検察官が存在すると回答した物証について、証拠開示を勧告した。

2008年8月8日、裁判所は、開示証拠を検察官未開示証拠41号証から66号証⁷⁾を裁判所に提出し、裁判所で、法医学者（内藤道興、押田茂實）が弁護人補助者として閲覧することを許容することを決めた。

2009年6月24日、三者協議において、弁護団は、未開示調書の開示についてのプレゼンテーションを行った。

2009年10月13日、裁判所は、検察官に対し、弁護団が開示を求めた供述調書のうち、証人D、G子、Fを含め7名分の供述調書の存否を明らかにするよう求めた。

2009年10月28日、検察官は、勧告の対象となった供述調書21通の存在を明らかにした。

2009年11月12日、裁判所は、検察官に対し、存在すると釈明した21通の調書を開示するように勧告した。

2009年11月19日、検察官は勧告を受け、21通の調書を検察官提出証拠(71号証～91号証)として裁判所に提出した。

2010年3月17日、裁判所は、検察官に対し、D、Fら4人の供述調書中未開示の調書の存否を明らかにするよう勧告した。

2010年3月23日、検察官は、D、Fらの未開示調書は存在しないことを明

らかにしたが、その後、供述の一部を提出したCについて、検察官は12通の任意提出に応じた。

2010年7月28日、三者協議において、法医学者の証人尋問が決まった。

2011年1月7日、20日、法医学者・押田茂實（弁護士側）、石山昱夫（検察官側）の証人尋問を行われた。

20年にわたり開示されなかった証拠が開示され、新証拠として、新たに未開示調書、O型血痕捜査報告書等による関係者供述の変遷、法医鑑定、解剖写真等、法医学者証人尋問による確定判決の矛盾とする証拠を裁判所に提出し、また、検察官から裁判所に提出された法医学者石山昱夫による証言補充書に対する吉村悟弁護士より補充意見書が出され、本件における再審請求手続は終了した。

- (1) 最（一小）判昭和48年12月13日 裁判集刑190号781頁 判時725号104頁
- (2) 長沼範良「女子中学生に対する殺人事件につき、関係者の証言等を検討し、無罪の原判決を破棄して有罪を言い渡した事例—福井女子中学生殺人事件控訴審判決」判時1564号216頁以下 長沼教授は「重大事犯について一・二審で結論が正反対になったことでもあるので、最高裁判所からは詳しい職権判断が示されることを期待したい。」とした。
- (3) 最（二小）決昭和44年4月25日 刑集23巻4号275頁
- (4) 谷村正太郎「布川事件 段ボール九箱の未提出記録」法と民主主義379号22頁
- (5) 水戸地土浦支決平成17年9月21日(LEX/DB 28135321)、豊崎七絵「再審請求審における証拠の明白性の判断方法 布川事件再審開始決定」法時78巻13号361頁
- (6) 酒巻匡編著『刑事証拠開示の理論と実務』判例タイムズ社 8頁
- (7) 41号証（羽根布団）、42号証（ドライヤー）、43号証（こたつカバー）、44号証（スカート）、45号証（ブラジャー）、46号証（パンティ）、47号証（カーベット用上敷カバー）、48号証（ブラウス）、49号証（電気カーベット）、50号証（アルバム）、51号証（ネガフィルム）、52号証（写真28枚）、53号証（ネガフィルム）、54号証（写真21枚）、55号証（ネガフィルム）、56号証（写真23枚）、57号証（ネガフィルム）、58号証（写真26枚）、59号証（ネガフィルム）、60号証（写真4枚）、61号証（ネガフィルム）、62号証（写真11枚）、63号証（ネガフィルム）、64号証（写真15枚）、65号証（ネガフィルム）。

三、再審開始決定

名古屋高裁金沢支部が本件につき再審開始を決定した。

【決定の要旨】

(1) 証拠の新規性

請求審は新規性について、確定判決後に得られた証拠のみに限定されるものではなく、確定判決時に存在していても、これを確定審に提出することが困難であったと認められ、確定判決にその内容が実質的に反映されていない証拠であれば新規性は認められるとした。この点について具体的に検察官から新規性を認めるべきではないとされた証拠は以下の証拠である。上告審に提出され、上告趣意にその内容が援用された証拠、第一審で弁護人が不同意としたため検察官が撤回した証拠、弁護人自身が撤回した証拠である。請求審は、実質的に判断資料とされたといえるか否か（未判断資料性）によって判断すべきであるとする¹⁰。その結果、検察官主張の証拠にも新規性を認めた。

新規性を認めた証拠を3類型に分類している。

①新証拠第1類型 確定審で認定された凶器と適合しない被害者の刺創の存在に関する証拠（押田茂實証人尋問結果、押田意見書等）

第一審で取調べられた鑑定書別紙創傷位置図創傷番号43及び56は凶器と認定された包丁の刃幅より小さく、成傷可能性はないという意見。

②新証拠第2類型 血液反応がなかった車内の検証結果から該当部分に血液が付着していなかったことを証明する証拠（押田茂實証人尋問の結果、押田鑑定書、押田意見書）

本件車のダッシュボードと同じダッシュボードに、証人が目撃した血液付着状況を前提に、確定判決で認定したルミノール反応を妨げる条件を加えて実験を行った結果、ルミノール反応が得られた結果となった。

③新証拠第3類型 現場状況、犯行態様からうかがえる犯人像が、確定判決が認定した犯人像とは符号しないことを証明する証拠（内藤鑑定書、内藤鑑定人尋問調書、内藤鑑定補充書、押田意見書）

犯行実行中血液の飛散を防止するため、被害者にこたつカバー等を被せた事実、ドライバーコードを利用して首吊り用の輪を作った事実から発覚防止や隠匿を画策する高度の思考能力をもつ犯人像と、衣服に血液を付着させたまま人前に姿をさらし、通行量の多い道路沿いに設置された公衆電話で何回も電話し、Aに犯行を告白したという人物像との隔たり。

(2) 証拠の明白性の基準

「新証拠に明白性が認められるか否かは、新証拠がそれ自体で確定判決の事実認定に合理的疑いを生じさせる程度の蓋然性を有するか否か（「新証拠の証明力」という。）と、確定審の審理が行われていた当時、新証拠が確定審に提出されていれば、確定判決の基礎となった証拠（「旧証拠」という。）とを総合して、確定判決の事実認定に至ったか否か、すなわち、確定審の事実認定に合理的疑いを生じさせたか否かを、段階的に検討して判断するのが相当」⁹とする。すなわち、請求審は、新証拠の証明力の判断と新旧全証拠を総合して確定事実が合理的疑いを入れることなく認定できるかどうかを判断し、その結果、肯定されなければ新証拠の明白性は認められるとする。

(3) 新証拠の証明力の判断（第1段階）

確定判決で認定された事実を、それぞれ新証拠により、合理的疑いを生じさせるかどうかで検討している。

①被害者の刃器による創傷が、本件包丁によって与えることができたとする点

「法医学的には刃器による創口の長さは使用された刃器の刃幅と同じかこれより長くなるのが原則であることに照らすと、新証拠第1類型各証拠によって、確定判決が判示した被害者に生じた刃器による創傷は本件包丁のみで成傷可能であるという認定には動揺が生じているといわざるを得ない。」とし、本件包丁によって問題となる創口の形成可能であったとの確定判決の判断には合理的疑いが生じると結論づけた。

②請求人が犯人であることを裏付ける事情の存在

事件発覚後多くの証人により、請求人が身体、衣服等に血液を付着させているのが目撃され、また、犯行を告白されている。請求人がこれら証言の問題点としてあげているのは、各供述の不合理な変遷、相互の矛盾および車内のダッシュボード血液が付着したのを見たという A 証言を裏付ける客観的証拠がないことである。請求審は、「確定判決は、ダッシュボードへの血液付着がなかった可能性もなくはないとしながら、一方で、ダッシュボードに血液が付着していたのを目撃した旨の A の供述の信用性を肯定しているところ、」という確定判決の判断枠組みを考慮した上で、請求人が提出した新証拠第 2 類型各証拠から、A 供述のこの部分（「ダッシュボードに血液が付着していた」）に合理的疑いが生じると判断した。また、検察官主張（ルミノール反応が得られない例外的場合もある）の可能性を考慮しても、他方で、被害者の血液ではないことが確認されるスピーカーカバーからはルミノール反応が得られていることと比較して、請求審は、確定判決の事実認定には疑いが残ると判断している。

さらに、確定判決が A 供述の信用性の裏付けとして、同じころ、複数の証人からも同様に目撃された事実をあげていることに対し、請求審は、請求人の衣服も発見されず、そこに付着していた血液も被害者のものであることが確認されていない状況から、これら証人の目撃情報は、請求人の犯人性を証明する客観的事実にはなりえないと判断する。同様に、ダッシュボードに血液が付着していたという A 供述も犯人性を示す証拠にはなりえないとしている。

③現場状況、犯行態様からうかがえる犯人像が、確定判決が認定した犯人像とは符号しないこと

確定判決は、本件事実を、精神異常者や薬物乱用者による偶発的で感情の激発によるものであると認定し、事件発生時の請求人の状況が一致するとしている。その理由として、3 点があげられている。

1 「犯行に使用された灰皿、電気コード及び本件包丁等の道具がいずれも被害

- 者方にあったことから、偶発的な原因に基づいて発生した犯行と考えられる。」
- 2「刺創が数多く、また浅い創が多いことから、深い動機に基づく強い殺意からの犯行とは思われない。」
- 3「感情のコントロールを失った状況での犯行とみるのが自然で、精神異常者や薬物乱用者による、自分の思いどおりにならないで感情を爆発させた行動と考えられ、(被告人は)本件事件前にスカイラインに同乗して被害者方のある団地に向かっている間からシンナー吸引を続けていた」

新証拠第3類型各証拠から、請求審は、本件事件の犯行態様は、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が認められる。確定判決が認定した請求人の本件事件当時の人物像と大きく外れないとした犯人像には疑問が生じる。また、確定判決で認定された事件の態様にも疑問が生じるとする。

請求審は、第一、第二、第三類型の各新証拠について証明力を認めた。請求人が主張する「証人の供述の変遷」については新証拠としての証明力を否定した。

(4) 再評価 (第2段階)

①再評価の方法

請求審は、新証拠第1、第2、第3類型により、対応する旧証拠の証明力に対し強い疑いを生じさせるに至ったため、右新証拠の証明力を認めた。ここで、本件の証拠構造について言及している。本件の証拠構造は、「不自然な変遷を重ねながらも根幹部分において一貫しているとして信用性が認められ、請求人が犯人であることを裏付ける決定的な証拠とされた」⁹⁾特徴をもつとする。そのため、「A及びD供述の信用性について改めて検討を迫るものとなったといわなければならない」とする。その前に、請求審は、まず、請求人から提出されたA及びDらの未開示調書・供述書の信用性について、旧証拠である各公判供述の信用性を否定するほどの証明力を有しているとはいえないと評価し、

明白性の第一の基準をクリアさせていない。

本件証拠構造上根幹となっている A 及び D らの証言部分については再検討を要するとしている。そして、検討の際用いる証拠は、

- 1 確定審までに提出され取調べられた旧証拠
- 2 新証拠第 1、第 2、第 3 類型各証拠
- 3 請求審で請求人から新たに提出された証拠
- 4 請求審で検察官から新たに提出された証拠 である。

1～4 までの新旧証拠を用いて、確定判決と同一の認定が可能であるかどうかを検討している。

②総合評価 — 請求人の犯人性の認定

証拠構造上枢軸となっている犯人性の認定は、確定審においては A、D、F らの供述の信用性に疑問を抱かせる新証拠が存在するか、すなわち、新旧証拠をもちいて、合理的な疑いを入れることなく認定可能か検討している。

[請求人に本件実行の機会があったことについて]

請求審は、請求人が被害者方を訪れることは可能であったが、被害者宅に事件発生当夜立ち入ったことを示す客観的証拠は発見されていないことを照らし合わせると、請求人が現実に被害者宅に立ち入った人物であるとは認定できないとした。

[請求人が証人らに、血液を付着させ、自分が犯人であることをうかがわせる言動をしていることを目撃されたことによる請求人が犯人である可能性]

各証言には客観的証拠による裏付けがないことから、信用性については慎重な検討を要するとする。まず、車内に事件発生後からいたとされるのに、血液が車内から検出されない理由として、確定判決があげているのは、相当多量の血液をその身体等に付着させ、右手の血液は濡れた状態であったとしているのに、付着した血液が時間の経過とともに乾燥してダッシュボード以外の部分に

付着することがなくなったとも考えられるとしているが、請求審は、不自然であるとする。すなわち、こたつカバーをかけて血液の飛散を防止されていた状態で、請求人の衣服に多くの血液の付着が生じていたとされること、さらに、請求人が人前にそのままの姿をさらし、放置し続けたというのは不自然とする。

新証拠第2類型により、ダッシュボードに血液付着を見たとするA供述の信用性を疑問視すると、F、H子らの血液目撃情報供述の信用性も疑問が生じるとする。また、Aらの目撃情報はあいまいな点や相反する部分が認められる。また、血液が付着した衣服が発見されていないことも考慮すると、Aの供述の信用性は脆弱である。

[請求人が犯人でなければ事件についての告白等不自然な行動をしている状況の存在]

請求審は、「逃げたい。俺逃げるわ。」「精神異常者の犯罪なら罪にならないんじゃないか。」などの発言は第一審で指摘するように、一義的な解釈しか許さないものとはいえず、請求人が精神科病院に入院していた時期と重なっていたり、その近い時期であったことを考え合わせると、本件事件の犯人の告白と評価することはできないとする。⁴⁴⁾

[現場からの犯人像が、確定判決が認定した犯人像とは符号しないこと]

請求審は旧証拠の毛髪鑑定も再検討している。「ほとんど唯一の客観的資料である毛髪鑑定について、正反対の結論に至っている鑑定結果については、毛髪鑑定結果によっても請求人が本件事件現場にいた事実を裏付けられないという意味で重要な役割を果たすものと解する」⁴⁵⁾と消極的証拠として用いている。また、検察官が新たに提出した石山証人によるドライヤーコードの結び目の意味（自殺の偽装工作ではなく、シンナー遊びの準備工作として行われたものと理解できるとする証言）についても、「被害者方に到着した後で、請求人

が殺害行為を実行する前に、そのような準備工作を行う状況にはなかったというべきである」とし、石山証言の信用性を否定する。

[まとめ]

請求審は、総合評価の結果、確定判決において請求人が有罪とされた根拠である A、D の供述と、これを裏付ける C、F、H 子等の供述の信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実ということができると判断した。したがって、新証拠第 1～第 3 類型の明白性を認めた。

- (1) 名古屋高金沢支決平成 23 年 11 月 30 日（平成 16 年（お）第 1 号、平成 18 年（お）第 1 号）再審請求事件決定要旨 3 頁
- (2) 同上 3-4 頁
- (3) 同上 14 頁
- (4) 同上 18 頁
- (5) 同上 19 頁

四、本決定の意義

(1) 本決定の明白性判断

本決定の証拠の明白性判断は、新証拠によって、その立証に関連する旧証拠による認定に疑いを生じさせることができるかを検討し（三(3)）、肯定された場合、新証拠に証明力を認める。その上、確定判決の証拠構造を確認し（三(4)）、新証拠、新証拠以外の当事者による全証拠により総合評価（三(5)）をし、「確定判決の請求人が犯人であるとの認定には至らない蓋然性が高度に認められる」とし、435 条 6 号の証拠の明白性要件に該当すると判断した。したがって、2 段階基準を採用していると評価することができる。

信用性が認められた新証拠は、3 類型に分けられているが、いずれも法医学者等の鑑定意見、鑑定書、鑑定証人尋問である。これら 3 類型により立証される部分は、第三凶器の存在の蓋然性、車内に血液がついていなかった蓋然性、

情動犯ではない蓋然性という事実部分であり、直接犯人性を立証する証拠ではない。本件の証拠構造が複数の証人による請求人の身体等に付着した血液および請求人の犯人と疑わせる言動の目撃であることは請求審も確認している。この証言を直接滅殺する新証拠はなく、ただ同条件ではルミノール反応が出るといふ実験結果を間接的に用いているにすぎない。この第2類型の反応結果から証人A供述の信用性が減退し、それとともに、Aと親しい関係にあるF、C、H子等の血液目撃供述の信用性にも疑問が生じるとしている。すなわち、本件の証拠構造上枢軸部分となる旧証拠（Aらの供述）の信用性は、新証拠としては間接的に第2類型の反応結果をプラスし総合評価されている。

(2) 本決定の評価

確定判決はおおよそ、証人の供述の信用性判断に終始しているため、その理由づけは不自然性あるいは合理性という主観的判断による。本件のような証拠構造が証言のみの場合、旧証拠の再評価にあたっては、確定判決中の証言について信用性に関する理由づけから不合理な点を確認しなくてはならない。確定審においては証人ごとに信用性が検討されているが、車内から血液反応が出なかった事実は各証人ごとに客観的証拠の存在の有無として検討されている。請求審決定では、例えば、D供述に関して、確定判決が「ダッシュボードへの血液付着がなかった可能性もなくはない」と示しているのに、A供述について「ダッシュボードに血液が付着していたのを目撃した」旨のAの供述の信用性の裏付けに複数の者が同趣旨の発言をしていることをあげている点を示し、確定判決の問題点を示している。すなわち、請求審では、証言ごとに信用性を判断するにとどまらず、全証言の信用性の理由づけに不自然、不合理な点がないかを検討している。確かに、請求審があげた新証拠には、証人の証言の変遷事実は入っていないが、証言内容の信用性の理由付に着目して、その不合理性から確定審の有罪認定に合理的疑いをもつとするのである。すなわち確定審の証拠構造の核心部分である証言を新証拠によって否定したものと評価できる。各証

言のずれか変遷を新証拠とせずともすむ所以であり、確定審判決の証拠構造を検討した上での新証拠挙示であると評価できる。

(3) 再審実務上本決定の意義

本決定は2段階再評価枠組みを採っている。2段階説とは、新証拠とその立証命題に関連する旧証拠を総合評価し（限定的再評価）、減殺され場合は、それだけでは確定判決に合理的疑いが生じない場合であっても新旧全証拠の総合評価（全面的再評価）が必要であり、その結果、確定判決に合理的な疑いが生じるなら明白性が肯定されるとする¹⁴⁾。しかし、2段階説は批判も多く¹⁵⁾、「最高裁白鳥・財田川決定とちょうど逆の方向」で行われる「総合評価」だと言われることもある¹⁶⁾。「総合評価の逆転」と称された理由として、名張事件第5次再審請求棄却決定等を見ると、第1段階として、新証拠をそれに対応する旧証拠と比較検討して個別的に新証拠の証明力を評価し、ここで有罪認定を支える決定的証拠の証明力が大幅に減殺されても、第2段階で、それほど価値の与えられていなかったとされる請求人の自白やその他の旧証拠中の積極証拠が総合評価に付け加えられ、決定的証拠の証明力の減殺が救済される可能性がある¹⁷⁾と説明されている¹⁸⁾。これに対して白鳥・財田川決定の総合評価説とは、証拠構造を分析し、新旧全証拠を総合評価し、確定判決の証拠構造の動揺・崩壊を確認して明白性を肯定するものと解されている¹⁹⁾。本決定が、2段階説を採っているのか、それとも白鳥・財田川決定の総合評価・再評価(全面的再評価説)説²⁰⁾をとっているのか検討する必要がある。

本決定は一見すると二段階説を採っているように見え、また、旧証拠（例えば、スカイラインのダッシュボードの血をつばでふいたとするA証言）の再評価を新証拠（ルミノール反応が出ない実験結果）の価値、重要性や「立証命題」に関連する範囲に絞っているとも評価することは可能である。また、本決定は第2段階で積極的証拠、消極的証拠も、請求審において新たに両当事者から請求された証拠も含めて総合評価が行われている。しかし、その結果、確定

判決で有罪認定に供された積極的証拠の証明力は総合評価によって脆弱と評価されている。本件において確定判決を支える旧証拠の証言のうち、特に、「つばでダッシュボードの血をふいておいた」等証言したA証言の信用性が問題となるが、第1段階で、第2類型証拠を用いて証明力の減退を確認し、第2段階において新旧全証拠によりさらにその証明力の減退を認め「まことに脆弱」と評価されている。本決定において、総合評価の際、確定判決の証拠構造分析を行い、旧証拠の再評価（証明力の脆弱性）を行っているため、全面的再評価説とも見ることが可能となっている。しかし、本件は、証拠構造の基幹とされる証言が、新証拠だけで証明力が減殺されるため、総合評価をまつまでもない特殊なケースであることが確認できる。従って、本決定が全面的再評価説を採ったものだという判断はただちには困難だが、同時に、「新証拠の重要性」を基準にしていない。その意味で布川事件抗告審決定⁷⁾と同じ明白性判断枠組みと理解している。

- (1) 上口裕『刑事訴訟法 第2版』成文堂 540頁、佐藤博史「再審請求における証拠の明白性—限定的再評価と全面的再評価」『河上和雄先生古稀祝賀論文集』青林書院 431頁、439頁
- (2) 川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』日本評論社 168頁以下
- (3) 光藤景皎『再審における証拠の総合評価』法律時報 64巻8号31頁
- (4) 同上
- (5) 川崎 同上 100頁
- (6) 白鳥・財田川決定においても、調査官は、旧証拠の再評価を「新証拠の重要性とその立証命題」に関する範囲に限定しようとする限定付き再評価説と解説している。「最高裁判所判例解説刑事篇昭和50年度」（法曹会、1979年）93頁、「最高裁判所判例解説刑事篇昭和51年度」（法曹会、1980年）291頁
- (7) 東京高決平成20年7月14日 判タ1290号 73頁

むすびに代えて

福井女子中学生殺人事件について、事実認定の問題を中心に検討してきた。実は、この拙稿を書き始めたのは、再審開始決定以前であった。数年前より主

任弁護人の吉村悟弁護士より、本請求事件の情報等資料を頂き、勉強する機会を得、地方紙等でコメント等を発してきた。そこで、本事件の問題点は、見込み捜査や証人の取調べだけでなく、確定審の事実認定及び審理不尽にあり、また、それを看過した最高裁判所の責任も大きいと感じた。そのため、本請求事件の事実認定のあり方を再考察し、最近の最高裁の審査基準に昭らして許容されるかを検討するとともに、仮に今回、請求棄却された場合、速やかに、その問題点を指摘できるようにしておきたいという目的があった。メ切り日に再審開始決定が下され、急遽、決定内容、明白性基準も検討しようと思った次第である。本事件は、限定的再評価説にたっても新証拠の明白性が認められる希有な事件であると考えている。脆弱な有罪認定に対する再評価であるため、新証拠の「重要性」、立証命題に限定しても、新証拠の明白性が肯定される。本決定は事実認定の一般論からも、判例の採る再審法理からみても、問題は見られない。特に、後者の点は、布川事件特別抗告審決定¹⁾からも明らかであろう。本件の有罪認定が布川事件より、さらに脆弱であったという事情のほかは、布川事件等過去の再審開始事件と比しても違いはないと思われる。現在、名古屋高裁に申し立てられた異議審においても、本決定と同じ結論になると確信しており、本事件の再審が速やかに開始されることを切に願うばかりである。

(1) 最（二小）決平成21年12月14日（LEX/DB 25460234）